

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌日)

目次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定
保険医の登録
- 土地改良事業計画の適否の決定(九件)
- 土地改良事業計画の変更の適否の決定
- 土地収用法による事業の認定
- 都市計画の変更
- ◇ 教委告示 鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

告 示

鳥取県告示第百四十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政

令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十二年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
日本歯科医院	米学市立町三丁目一〇〇	昭和五十二年二月二十日
平田歯科医院	西伯郡淀江町大字淀江八九〇	" " 二十七日
上原 薬局	日野郡江府町江尾 一八六七の一	" " 十五日
平井 薬局	鳥取市元大工町四七の四	" " 十五日
後藤歯科医院	鳥取市扇町五八 ナカヤビル三階	" " 三月二日

鳥取県告示第百五十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十二年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
朝 原 章 二	鳥医第二、一四七号	昭和五十二年二月七日

大野耕策	" 第二、一四八号	"
落合靖男	" 第二、一四九号	"
水上雅隆	" 第、二一五〇号	"

鳥取県告示第五十一号

昭和五十一年十一月二十日付けで大栄町から申請のあつた土地改良(妻波岩崎地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十二年三月五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
大栄町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十二号

昭和五十一年十二月二十三日付けで智頭町から申請のあつた土地改良(西字塚地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十二年三月五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
智頭町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十三号

昭和五十一年十二月二十三日付けで智頭町から申請のあつた土地改良(三田山根地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年三月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十四号

昭和五十一年十二月二十八日付けで智頭町から申請のあつた土地改良(奥本地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年三月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十五号

昭和五十二年一月二十七日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(金沢地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年三月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十六号

昭和五十二年二月二日付けで福部村から申請のあつた土地改良(細川地

区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年三月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十七号

昭和五十二年二月二日付けで福部村から申請のあつた土地改良(高浜地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年三月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十八号

昭和五十二年二月二日付けで福部村から申請のあつた土地改良(久志羅地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年三月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十九号

昭和五十二年二月十二日付けで日野町から申請のあつた土地改良(上菅地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年三月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十号

昭和五十一年十二月二十四日付けで赤碕町から申請のあつた土地改良(

出上地区ほ場整備)事業計画の変更については、審査した結果適当と認め

たので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年三月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

岸本町

二 事業の種類

岸本町老人福祉センター建設事業

三 起業地

1 収用の部分

西伯郡岸本町大殿字大道ノ土地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

岸本町役場

鳥取県告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画道路

変	更	後	変	更	前
三・二・一	号	正蓮寺晩稲線	一・二・一	号	正蓮寺晩稲線
三・二・二	号	福部伏野線	一・二・二	号	福部伏野線
三・三・一	号	停車場県庁線	一・三・一	号	停車場県庁線
三・三・二	号	八坂裁判所線	一・三・二	号	八坂裁判所線
三・三・三	号	西品治田園線	一・三・三	号	西品治田園線
三・四・一	号	停車場布勢線	一・三・四	号	停車場布勢線
三・四・二	号	末広古海線	二・一・九	号	末広古海線
三・四・三	号	南町富桑線	二・二・三	号	南町富桑線
三・四・四	号	上町松並線	二・一・六	号	上町松並線
三・四・五	号	丸山浜坂線	二・一・十	号	丸山浜坂線
三・四・六	号	丸山正蓮寺線	二・一・一	号	丸山正蓮寺線
三・四・七	号	停車場卯垣線	二・一・八	号	停車場卯垣線
三・四・八	号	宮下十六本松線	二・一・二	号	宮下十六本松線
三・四・九	号	南駅口富安線	二・一・三	号	南駅口富安線
三・四・十	号	飛行場布勢線	二・二・七	号	飛行場布勢線
三・四・十一	号	安長南隈線	二・一・七	号	安長南隈線
三・四・十二	号	湖山商栄線	二・二・九	号	湖山商栄線
三・四・十三	号	湖山賀露線	二・二・六	号	湖山賀露線
三・五・一	号	行徳久松線	二・二・二	号	行徳久松線
三・五・三	号	堀越覚寺線	二・二・四	号	堀越覚寺線
三・五・四	号	丸山浜坂新田線	二・三・十二	号	丸山浜坂新田線

三・五・六号	大工町土居叶線	二・三・三号	大工町土居叶線
三・五・七号	末広滝山線	二・三・一号	末広滝山線
三・五・九号	宮下三代寺線	二・三・八号	宮下三代寺線
三・六・四号	立川飯山線	二・三・二号	立川飯山線
三・六・五号	古海賀露線	二・二・五号	古海賀露線

縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

昭和五十二年度鳥取県立高等学校専攻科の入学者選抜を次の要項によつて実施する。

昭和五十二年三月四日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 昭和五十二年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項 募集学校及び募集生徒数

高等学校名	学科名	所 在 地	募集生徒数
鳥取東高等学校	専攻科	鳥取市立川町五丁目二一〇	約一〇〇人
倉吉東高等学校	専攻科	倉吉市下田中六一の一	約一〇〇人
米子東高等学校	専攻科	米子市勝田町一	約一〇〇人

二 出願資格

- 1 高等学校(これに準ずる学校を含む。)を卒業した者
 - 2 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十九条各号の一に該当する者
- 三 出願期間及び受付場所

- 1 出願期間 昭和五十二年四月四日(月)から同月六日(水)十二時までとする。なお、郵送による場合は、四月四日(月)までの消印のあるものは、有効とする。

- 2 受付時間 毎日九時から十七時までとする。
- 3 受付場所 各志望高等学校

四 出願手続

- 1 入学志願者は、出願期間内に次に掲げる書類を志望高等学校長に提出しなければならない。
 - (一) 入学志願書(各志望高等学校から交付を受けたもの)に入学選抜手数料として八百円に相当する額の鳥取県収入証紙(消印をしないこと。)をはり付けたもの
 - (二) 出身高等学校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)(又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類
 - (三) 過去三箇月以内に撮影した脱帽上半身名刺版の写真一枚(裏面に出身学校名、氏名及び生年月日を記入すること。)

- 2 各募集高等学校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

五 入学者選抜学力検査の期日

- 1 期日 昭和五十二年四月七日(木)九時から(ただし、集合は、八

時三十分まで)

2 場所 各志望高等学校

3 学力検査の科目 国語(現代国語及び古典乙)、数学(数学Ⅱを除く。)及び英語

六 入学者選抜の方法

入学者の選抜は、入学者志願者の提出した書類の審査、入学者選抜学力検査等の結果を総合して行う。

七 合格者の発表

昭和五十二年四月九日(土)十二時に各募集高等学校に合格者の氏名を掲示する。

八 注意事項

1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。

2 この要項に関する質疑事項は、各志望高等学校に問い合わせること。

九 参考事項

1 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の科目を履修させる。

国語、数学、外国語(英語)、理科、社会及び保健体育

2 専攻科の修業年限は、一年とし、学期は、第一学期(四月から八月まで)及び第二学期(九月から翌年三月まで)の二期とする。

3 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月800円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部 購

読したいので、購読料金 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)

鳥取県知事 平 林 鴻 三 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】